



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

銀座事務所 〒104-0061

東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階

TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

<http://www.supt.jp/>

グループ法人税制—寄付について—

平成 22 年度税制改正により直接又は間接に完全支配関係があるグループ法人間についての取引に
ついて様々な規定ができました。

今回は寄付金についてです。改正の背景には連結納税制度において連結法人間で行われた寄付は、
寄付側で全額損金不算入、受贈側で益金算入というダブル課税が行われ、連結納税選択をためらわせる
理由の一つとなっていたことから、今回の改正により連結納税を選択する会社とともにグループ法人税制と
いう広い枠で改正が行われたと思われま。

具体的に見ますと、旧法では寄付した会社は一定の損金算入限度額を超える部分が損金不算入となり
課税され、寄付された会社は受贈益として全額課税されていました。つまりダブルで課税されていました。し
かし改正により寄付側は全額損金不算入、受贈者側は全額益金不算入となり、受け取り側で課税されな
くなりました。資金繰りの苦しいグループ会社への資金援助がしやすくなりました。

また寄付と言えば「金銭」によるものを想像してしまいがちですが、資産そのものを無償又は時価と異なる
価値で移転することも寄付と取り扱うこととなります。資産の移転による寄付の場合には、その資産が譲渡損
益調整資産に該当する場合は、グループ法人間の譲渡取引として譲渡損益について繰り延べる調整も行
われることとなります。

グループ法人税制では、完全支配する「一の者」について、法人である場合だけに限定して規定している
場合と、個人の場合も含めて対象とする場合の2パターンがあります。寄付金の規定は「法人」の場合に限
定され、同族関係者を出資者とするグループ法人間には適用されません。従って相続税逃れをするために
親の会社から、子供の会社への資金の移動（寄付）があった場合には、従来通り支払った側で損金不算
入、受け取った側で益金算入となり課税されることとなりますのでご注意ください。

適用時期は平成 22 年 10 月 1 日以後に支出する寄付金からとなります。

社長、決算書や元帳を経営に利用していますか？

この記事をお読みいただいている事業者の皆様は意思決定に決算書や元帳をご利用でしょうか？
以前、決算書を拝見したある企業（残念ながら弊社の関与先ではありません。）でのことですが、配
送用車両を5台保有し、そのほかに臨時に配送がある都度、宅配便を利用していました。

この会社はその時期、新事業所を開設すべく、予算編成と人材の確保を図っていました。ところ
が、そうした事業計画策定にもかかわらず、会計情報が重要視されておらず、営業の現場に別途資
料作成を命令していました。日々の業務のほかにこの準備は営業社員にとって重い負担となり、新
事業所開設を快く思わない社員まで現れる事態となってしまいました。

社長が会計情報を利用したり、経営判断に利用できる情報に加工させていなかったため、現場を
よく知る営業社員に追加業務を指示することになったと思います。

「車両1台増やすと年間コストはいくら増加する？」「人員1人増やすと給与以外に必要なコスト
がいくらある？」前述の会社はこの情報が決算書から読み取れませんでした。なぜならガソリン代
は車両費、高速代は旅費交通費、自動車保険は支払保険料と支出内容の属性に合わせた勘定科目を
用いていたため、決算書を見ただけでは判断がつかなかったからです。車両に関わる費用をすべて
「車両費」とし、補助科目でその属性を区分すれば済むことであり、年間総額を保有台数で割れば
1台当たりの年間コストが概算できます。決算書を見ながら暗算でもできる程度のことです。

人件費についても外資系企業がよく行っていますが、社宅家賃、通勤手当、その他福利厚生費用に
至るまですべてを人件費勘定としています。詳細は補助科目（コード）で区分しています。人を雇
うのに必要なコストがすぐわかる表示となっています。

経営者の皆様、お手元の財務諸表は経営判断に使える内容になっていますか？

税務署や銀行に提出するために作成していると感じていらっしゃるのでしたら、もったいないで
す。経理担当者は記録係ではなく事業計画のアシスタントとして位置付けてはいかがでしょう。